

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月13日

【届出者の氏名又は名称】 ECM マスター ファンド SPV 1
(ECM Master Fund SPV 1)

【届出者の住所又は所在地】 ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1111、クリケット・スクエア、ハッチンズ・ドライブ、私書箱2681、コーダン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド気付
(Codan Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, PO Box 2681, Grand Cayman KY1-1111, Cayman Islands)

【最寄りの連絡場所】 該当事項ありません。

【電話番号】 該当事項ありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項ありません。

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 赤上 博人

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【最寄りの連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03) 6888 - 1000
(公開買付けの応募手続等に関するお問い合わせは、公開買付代理人（立花証券株式会社：フリーダイヤル(0120)192-460）にお願いします。)

【事務連絡者氏名】 弁護士 戸倉 圭太/同 楽 楽/同 福田 淳

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ECM マスター ファンド SPV 1をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社セゾン情報システムズをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年2月10日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

(3) 許可等の日付及び番号

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

II 公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

(訂正前)

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含み、以下「外為法」といいます。）第27条第1項

公開買付者は、平成27年2月4日付で、外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が対象者普通株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められた場合又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、待機期間を最大5か月まで延長することができ、また当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができます。

公開買付者は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合又は上記の待機期間について期間の延長がされた場合には、本公開買付けを撤回等することがあります。

(訂正後)

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含み、以下「外為法」といいます。）第27条第1項

公開買付者は、平成27年2月4日付で、外為法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が対象者普通株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、平成27年2月12日より公開買付者による対象者普通株式の取得が可能となっております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 平成27年2月10日

許可等の番号 JD第564号

許可等の日付 平成27年2月10日

許可等の番号 JD第565号

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第46期第2四半期(自平成26年7月1日至平成26年9月30日) 平成26年10月24日 関東財務局長に提出

事業年度 第46期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日) 対象者によれば、平成27年2月12日を目処に関東財務局長に提出予定とのことです。

(訂正後)

事業年度 第46期第2四半期(自平成26年7月1日至平成26年9月30日) 平成26年10月24日 関東財務局長に提出

事業年度 第46期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日) 平成27年2月12日 関東財務局長に提出

第46期第3四半期報告書において、第45期事業年度に係る有価証券報告書提出日後、第46期第3四半期累計期間における役員の異動として、以下の記載があります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	金融システム事業部長	吉野 真純	平成26年12月16日

(2) 役員の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役会長 (カードシステム事業部管掌)	代表取締役会長	横山 三雄	平成26年11月1日
取締役 (金融システム事業部長・営業推進室長・システムサービスセンター担当・流通サービスシステム事業部担当)	取締役 (営業推進室長・システムサービスセンター担当・流通サービスシステム事業部担当)	水江 司二	平成26年12月16日

公開買付届出書の添付書類

対象者が平成27年2月12日に第46期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)に係る四半期報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。